

[異常時通報連絡の公表文（様式1-2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常について
(平成15年3月分)

15. 4. 10

原子力安全対策推進監

(内線2352)

1 平成15年3月に、安全協定に基づき四国電力(株)から県へ通報連絡があった異常は次のとおりです。お知らせします。

県の公表区分	異常事項	通報連絡年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
B	定期検査で取り替えた新品1次系配管付属の弁の傷 (2号機)	15.3.5	定期検査中、予防保全対策として取替えを実施した1次系配管の逆止弁(新品)について、液体浸透探傷検査の結果、弁座に指示が認められた。このため、当該弁一式を取替えることとした。環境への影響はなかった。	内	×	速報済
B	補機冷却機冷却水系統逃がし弁からの純水漏えい (2号機)	15.3.18	定期検査中、作業員が原子炉格納容器内の床面に溜まり水を発見。調査の結果、補機冷却水系統に設置されている3台の逃がし弁が作動し、補機冷却水(純水)が漏えいしたことが判明。このため、当該弁が作動した際、冷却水が飛散することがないよう、逃がし弁出口側に飛散防止措置を講じ復旧。環境への影響はなかった。	内	×	速報済
C	作業員の負傷 (1号機)	15.3.26	通常運転中、タービン建屋内日常保守作業中の作業員の右目に異物が入ったため、社用車で病院に搬送。診察の結果、点眼治療を要するものの就労には特に問題なし。管理区域外での作業であり、計画外の被ばくや汚染はなかった。	外	×	今回公表
C	復水脱塩装置の再生用水ポンプ出口配管からの純水漏えい (3号機)	15.3.27	通常運転中、復水脱塩装置の再生用水ポンプ出口配管フランジ部より純水が漏えい。点検の結果、フランジパッキンにこすれ跡が見られるものの、割れ等の損傷は認められなかった。このため、当該パッキンを取替え復旧。プラント運転への影響及び環境への影響はなかった。	外	×	今回公表
A	作業員の負傷	15.3.27	協力会社の社員が、発電所構内をフォークリフトで走行中、リフトが横転し、運転者の左足が下敷きとなり負傷したため、社用車で病院に搬送。診察の結果、ひ骨骨折等により6週間の休業加療が必要。管理区域外での作業であり、計画外の被ばくや汚染はなかった。	外	○ (労働安全衛生法)	速報済

2 いずれの事象も、外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はないものでした。

[異常時通報連絡の公表文（様式1-1）]

伊方1号機タービン建屋における作業員の負傷について

15. 4. 10

原子力安全対策推進監

(内線2352)

[異常の区分]

国への法律・通達に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量]
異常の概要	発生日時	15年 3月 26日 11時 50分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備 管理区域内 ・ 管理区域外
	種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、 <u>人身事故</u> 、その他

[異常の内容]

3月26日（水）12時35分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 3月26日11時50分頃、通常運転中の伊方1号機のタービン建屋内において、日常保守作業中の作業員の右目に異物が入ったことから、当社健康管理室にて治療したが、念のため病院に搬送することとした。
- 管理区域外の作業であり、計画外の被ばく、汚染はない。
- 詳細は追って連絡する。

その後、3月26日（水）14時40分、四国電力(株)から、

- 病院での診察の結果、「結膜炎」及び「点状表層角膜症」と診断され、点眼治療を要するものの就労については特に問題なしとのことである。
 - 管理区域外の作業であり、計画外の被ばく、汚染はない。
- との第2報がありました。

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	運転中 (出力102%) ・ 停止中
	2号機	運転中 (出力 %) ・ 停止中
	3号機	運転中 (出力104%) ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

伊方発電所情報
(お知らせ)

発信年月日	平成15年 3月 26日(水) 12時 35分	
発信者	伊方発電所 渡辺	
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW) ・2号機(566MW)・3号機(890MW)
	発生時 状況	1. 出力580MWにて (通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 第一回 定期検査中
発生状況 概要	設備トラブル・ 人身事故 ・地震・その他	
	<p>1. 発生日時：3月26日 11時 50分頃</p> <p>2. 場 所：1号機 タービン建家2階 (管理区域外)</p> <p>3. 状 況：</p> <p>伊方1号機は、通常運転中のところ、タービン建家内において、日常保守作業中の作業員の右目に異物が入ったことから、当社健康管理室にて治療していましたが、念のため病院に搬送することとしました。</p> <p>管理区域外の作業であり、計画外の被ばく、汚染はありません。</p> <p>詳細は追って連絡いたします。</p>	
運転状況	1号機： 通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 2号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 3号機： 通常運転中 ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中	
備考		

伊方発電所情報
(お知らせ、第2報)

発信年月日	平成15年 3月 26日(水) 14時 40分	
発信者	伊方発電所 渡辺	
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW) ・2号機(566MW)・3号機(890MW)
	発生時 状況	

	発生時 状 況	<p>1. 出力580MWにて (通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中)</p> <p>2. 第一回 定期検査中</p>
発生状況 概 要	<p>設備トラブル・人身事故・地 震・その他</p>	
	<p>1. 発生日時：3月26日 11時 50分頃</p> <p>2. 場 所： <u>1号機 タービン建家2階 (管理区域外)</u></p> <p>3. 状 況：</p> <p>伊方1号機は、通常運転中のところ、タービン建家内において、日常保修作業中の作業員の右目に異物が入ったことから、当社健康管理室にて治療していましたが、念のため病院に搬送することとしました。</p> <p style="text-align: right;">[第1報にてお知らせ済み]</p> <p>病院における診察の結果、「結膜炎」及び「点状表層角膜症」と診断され、点眼治療を要するものの就労については特に問題なしとのことです。</p> <p>なお、管理区域外の作業であり、被ばく、汚染はありません。</p> <p>本事象に係るお知らせは、本報をもって終了させていただきます。</p>	
運転状況	<p>1号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中</p> <p>2号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中</p> <p>3号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中</p>	
備 考		

[県の公表区分の説明など](#) [異常発生箇所 \(系統図\)](#)

(参考)

1 国への法律・通達に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び大臣通達等に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律・通達に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A, B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）以上の被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊方発電所 基本系統図

